

福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和5年7月6日(木) 10:00~11:40

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館1階 九州経済産業局会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)

大坪 知弘

大坪 稔

高田 亜朱華

平井 佐和子(会長代理)

丸谷 浩介(会長)

【労働者代表委員】 4人(定数5人)

河村 敏昭

小陳 武志

野中 篤志

松本 茜

【使用者代表委員】 5人(定数5人)

伊藤 優子

中村 年孝

初田 寿

松本 恭子

吉岡 秀樹

【福岡労働局】 小野寺 福岡労働局長

田村 労働基準部長

諏訪田 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 会長・会長代理の選出について

(2) 福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)

(3) 運営小委員会について

(4) 令和5年の経済・雇用情勢、賃金改定状況等について

(5) 令和5年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)について

(6) 福岡県最低賃金専門部会について

(7) 当面の審議日程について

(8) その他

5 審議内容

賃金指導官

定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第1回福岡地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日の本審議会は、第53期として、初めての審議会となります。そのため、いまだ会長・会長代理が選出されておられません。

選出されるまで、事務局により議事の進行を務めさせていただきます。

進行役を務めます、賃金室の緒方と申します。よろしくお願いいたします。

福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

最初に、委員の皆様への辞令の交付でございますが、あらかじめ皆様の席に配布しております。これをもって辞令の交付に代えさせていただきます。

また、今期委員につきましては、資料No.1の「福岡地方最低賃金審議会第53期名簿」のとおりでございます。ご確認ください。

今期、第53期から新たに6名の方が、当審議会の委員にご就任されていますので、ご紹介させていただきます。

大坪知弘委員

大坪稔委員

松本茜委員

伊藤委員

初田委員

(挨拶)

賃金指導官

なお、労働者代表委員として長嶋委員も第53期からの委員ですが本日はご都合によりご欠席でございます。

ご挨拶をいただきました委員の皆様ありがとうございました。

さて、事務局におきましても人事異動がございましたので、その職員4名を紹介いたします。

労働局長

労働基準部長

賃金室長

副主任

(挨拶)

賃金指導官

よろしくお願いいたします。

賃金指導官

続きまして、本日の最低賃金審議会の議事に先立ちまして、福岡労働局長より

皆様に一言、ご挨拶を申し上げます。

労働局長

(挨拶)

賃金指導官

議事に入る前に、定足数の確認でございます。

本日は、労働者代表委員の長嶋委員がご欠席でございます。

最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定足数は満たされておりますので、本審議会は成立している旨、ご報告をいたします。

また、本審議会については、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、公開とし、傍聴の機会を設けておりますことを併せてご報告いたします。

賃金指導官

それでは、議事(1)の「会長・会長代理の選出について」です。

「会長・会長代理の選出」は最低賃金法第24条第2項及び第4項に規定されております。

なお、事前に公益代表委員で互選していただき、

会長候補に丸谷委員

会長代理候補に平井委員

の名前があがっております。委員の皆様、いかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

賃金指導官

それでは、会長を丸谷委員、会長代理を平井委員にお願いしたいと思います。

賃金指導官

それでは、丸谷会長から一言、ご挨拶をお願いします。

会長

丸谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします

私は福岡県の最低賃金審議会のメンバーとして加わって、4期目になるかと思ひます。4期目までの間、毎年審議状況が非常に難しくなることを凄く実感しております。本年におかれましては皆様ご承知のような状況で、おそらく過去にならぬほどの厳しい審議状況が予想されるだろうと思っております。

そういった中でも県民のくらし、そして産業の振興のために最善の努力を尽くしていきたいということで、きちんとした議論を尽くして、多くの人々が納得できるような結論を得たいと思っております。そのためには委員の皆様のご協力がどうしても必要になりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

賃金指導官

ありがとうございました。

次に、平井会長代理から一言、ご挨拶をお願いいたします。

会長代理

平井です。

私は今回2期目になりますが、会長代理という役目を務めさせていただきます。
私が最低賃金審議会に関わってからは、割と大幅な引き上げが続いている時期にあたって、今年も審議の行方を見守っていきたいと思っています。

皆様のご協力のもと、審議が進められれば良いと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

賃金指導官

ありがとうございました。

会長及び会長代理が選出されましたので、ここからは会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、私の方から議事を進めてまいります。

議事の進行の前に、本日の議事録の署名ですが

労働者代表委員 河村委員

使用者代表委員 中村委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

河村委員

(承諾)

中村委員

会長

ありがとうございます。

それでは、議事(2)の「福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)」でございます。

局長からお願いします。

局長

それでは、福岡県最低賃金の改正決定について、諮問をさせていただきます。

会長

(会長あて諮問文交付)

事務局

(諮問文(写)を各委員に配布)

会長

事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金指導官

(諮問文朗読)

会長

ただ今、局長からこれで諮問を受けました。これから具体的な審議を始めるこ

とになりますが、審議に先立ち、皆様にお諮りしたい事項があります。

まずは、最低賃金審議会の公開についてです。

福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条には、原則として、会議を公開するとされており、本日の審議会については公開となっております。その一方で、運営規程には「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる」とあるため、「金額審議」については、非公開としてきたところです。

この件に関して、令和5年4月6日に中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告がなされております。議事の公開についての内容が含まれております。

ここではまず、審議の公開の判断根拠につきまして、先に事務局よりご説明を受けたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

では、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

資料No.2-1 福岡地方最低賃金審議会運営規程

資料No.3-1 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

資料No.3-4 令和4年度福岡地方最低賃金審議会日程表(実績)

資料No.3-5 令和4年度審議会公開状況(福岡労働局労働基準部賃金室調べ)

に基づき説明。

会 長

では、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、福岡地方最低賃金審議会の公開あるいは非公開について、皆様にお諮りしたく思います。

皆様からの意見を求めますが、いかがでしょうか。

はい、中村委員よろしく申し上げます。

中 村 委 員

使用者側委員の中村でございます。

従来から「金額審議」については、非公開ということで進めてきた訳ですけれど、今回基本的には、できるだけ公開をするようにという主旨での中央最低賃金審議会が決定したということだと思いますが、金額審議というのは非常に微妙なところでありまして、それを公開することによって、かえって審議そのものが難しくなると考えられますので、従来通り非公開というところかどうかと思いません。以上です。

会 長

ありがとうございます。労側委員からはいかがでしょうか。

労 側 委 員

(な し)

会 長

はい、それでは皆様からご意見を頂戴して、私としても考えているところを少しお話させていただきたいと思います。

これまで専門部会については、改正金額をいくりにするか、率直な意見交換を繰り返し「金額審議」を行ってまいりました。こちらにつきましては、やはり公開としますとそれに伴う審議の難しさが出てくるということが考えられますので、従前通り「金額審議」については非公開とすることが妥当と考えられます。

その一方で、金額答申の本審とは、専門部会で労使間の金額審議を経たうえで報告を受けて、採決そして答申を行う予定とされているものです。つきましては、この金額答申の本審では、改正金額をいくりにするかという金額審議を行っていないことから公開、あわせて議事録も公開にしたいと考えております。

運営規程上で、公開・非公開の判断は、会長の権限となっております。皆様のご意見も踏まえた上で、私から述べた内容で、今年度から行いたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございました。全体でご承認いただいたものといたします。先ほど述べた内容で進めさせていただきます。

会 長

次の議事に入ります。(3)の「運営小委員会について」です。事務局から説明をお願いします。

賃 金 指 導 官

(運営小委員会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、特定の事案についての事実調査又は細目にわたる審議を行う場として設置できることになっていること、及び例年にわたって特定最低賃金改正の聴取および必要性の有無を審議していることを説明)

会 長

ただ今、事務局から説明がありましたように、運営小委員会設置の必要性があると考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは運営小委員会を設置することにいたします。

会 長

運営小委員会につきまして、追加して事務局から説明がございます。

賃金指導官 (運営小委員会の審議は、主として労・使からの意見発表聴取であり、本審において審議可能なことを説明)

会長 ありがとうございます。ただいまの説明でございますが、規程上は審議日程の調整、審議方法等の細目ということになってはいますが、昨年までの運営の方法は以上の事務局の説明でしていただくことでございます。

ただいまの事務局から説明を踏まえまして、運営小委員会の審議について、皆様からのご意見はありますか。

各委員 (意見なし)

会長 それでは、運営小委員会の方向につきまして、皆様からご意見は頂戴できておりませんが、私の方から考えを述べさせていただきたいと思っております。

これまでの運営小委員会では、主となる審議として、特定最低賃金の関係労使からの意見聴取を行ってきたというのが中心でした。しかしながら、関係労使からの意見聴取は、運営小委員会の限られた委員のみにより行われるべきものではなく、広く本審委員の皆様も意見聴取を行っていただき、必要性有無の審議をしていただくべきものと考えます。

そのため、今年度の第1回運営小委員会につきましては、本日の開催が予定されているため、今回に限り、従前のおり意見聴取の手法を審議するため開催するものの、今後におきましては、特定最低賃金の関係労使からの意見聴取等については、本審で行うこととしたいと考えております。

この点につきまして、皆様いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 はい、ありがとうございます。
全体でご承認をいただいたものといたします。

会長 次に、今年度の運営小委員会の委員についてです。運営小委員会の委員につきましては、福岡地方最低賃金審議会運営規程の第3条により、会長が指名することになっています。

そこで、会長である私としましては、運営小委員会の公益代表委員には、私、丸谷、高田委員、平井委員、労働者代表委員には、小陳委員、河村委員、長嶋委員、使用者代表委員には、中村委員、松本委員、吉岡委員をそれぞれ指名させていただきたく存じます。

また、委員長は、私、丸谷が就任しまして、委員長代行には、高田委員にお願

いしたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

各 委 員

(了 承)

会 長

ありがとうございます。それでは本日開催されます第1回運営小委員会につきまして、どうぞよろしく願いいたします。

会 長

次に、議事(4)の「令和5年度の経済・雇用情勢、賃金改定状況等について」です。事務局からの説明をお願いします。

賃金指導官

別冊Ⅰ資料No. 3 経済財政運営と改革の基本方針 2023 について
～関係部分抜粋～

(令和5年6月16日閣議決定)

に基づき説明。

賃金指導官

別冊Ⅱ資料 No. 1-1 1世帯当たり1か月間の収入と支出の推移

【勤労者世帯】(総務省)

別冊Ⅱ資料 No. 1-2 福岡市・北九州市の消費者物価指数

【過去1年間の動き】(総務省)

別冊Ⅱ資料 No. 1-4 世帯別標準生計費の推移【全国・福岡】

(人事院・人事委員会)

別冊Ⅱ資料 No. 2-2 定昇込み平均賃上げ方式【回答妥結集計】(連合福岡)

別冊Ⅱ資料 No. 2-3 2023年春季労使交渉・賃金改定回答[妥結含む]一覧

(福岡県経営者協会)

別冊Ⅱ資料 No. 2-4 地域別最低賃金と賃金水準との関係(厚生労働省)

別冊Ⅱ資料 No. 2-5 一般労働者とパート労働者との賃金比較(厚生労働省)

別冊Ⅱ資料 No. 2-6 新規学卒者の初任給(厚生労働省・福岡県)

別冊Ⅱ資料 No. 2-7 福岡県内公共職業安定所別求人平均賃金状況

(常用パート) [時給] (福岡労働局)

別冊Ⅱ資料 No. 2-8 給与階級別分布(国税庁)

に基づき説明。

賃金室長

別冊Ⅱ資料 No. 3-1 県内経済の動向【令和5年5月】(福岡県)

別冊Ⅱ資料 No. 3-2 法人企業景気予測調査【令和5年4～6月期】

(財務省福岡財務支局)

別冊Ⅱ資料 No. 3-3 九州・沖縄「企業短期経済観測調査」【2023年3月】

(日本銀行福岡支店)

別冊Ⅱ資料 No. 3-4 九州・沖縄の金融経済概況【2023年6月】
(日本銀行福岡支店)

別冊Ⅱ資料 No. 3-5 月例経済報告【令和5年6月】(内閣府)

別冊Ⅱ資料 No. 4 雇用失業情勢主要指標【福岡県】(福岡労働局)

別冊Ⅱ資料 No. 5 企業倒産状況【全国・福岡】(株東京商工リサーチ)

別冊Ⅱ資料 No. 6 休廃業・解散の動向【全国・九州沖縄・福岡県】

(株帝国データバンク)

別冊Ⅱ資料 No. 7 最低賃金の履行確保のための監督実施結果

(福岡労働局)

に基づき説明。

会長 ただ今の説明について、ご質問等はございませんか。

会長 1点確認させていただきますと、別冊Ⅱ資料No.2-9 のいわゆる第4表についてはいつ頃になりそうですか。

賃金指導官 昨年度では、第3回審議会になるかと思えます。

吉岡委員 使用者側委員の吉岡です。よろしくお願いします。

できましたらということですが、今、ご説明された資料の中で別冊資料Ⅱ資料 No.3 に関係する部分ですが、たぶん全国の数値しか出ないと思いますが、「企業物価指数の資料」も後日、審議に入る前に配布していただきたいと思えます。ぜひよろしくお願いします。

会長 事務局、お願いできますでしょうか。

賃金室長 承知いたしました。

会長 他にご質問ご意見等がありますでしょうか。

各委員 (なし)

会長 それでは、データのなことにつきまは、これから進むにつれてご質問等いただければと思えます。よろしくお願いします。

会長 次に、議事(5)「令和5度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)」についてですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 (資料番号No.6 令和5年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)に基づき説明)

会長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

各委員 (質問なし)

会長 次に、議事(6)の「福岡県最低賃金専門部会について」でございます。先ほど、福岡労働局長から最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、専門部会を設置の上、専門部会委員を選出することとなります。専門部会の部会委員の選出手続について、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 (専門部会委員の選出手続きについて説明)

会長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 (質問なし)

会長 それでは、専門部会委員の選出につきましては、ただ今、説明した手続きで行うことといたします。

会長 次に、議事(7)「当面の審議日程について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 (資料番号No.3-4 令和4年度福岡地方最低賃金審議会日程表(実績)に基づき説明)

会長 では、ただ今の事務局からの説明を踏まえまして、今年度の開催日程について、皆様にお諮りしたく思います。委員の皆様からの意見を求めます。
はい、吉岡委員

吉岡委員 日程調整ご苦労様でした。ありがとうございます。

ところで、昨年もそうだったのですが、中央最低賃金審議会の審議状況で地方最低賃金審議会が左右されると思います。先日の6月30日に中賃第1回目とい

うところで、これから目安小委員会に入っていくと聞いているところですが、今の状況から聞くと、このスケジュールに見合うものなのか感触が分かりましたら意見をお願いしたいところです。

賃金室長

私の方からお答えいたします。

今の吉岡委員のご質問に対してですが、現状では目安の示される時期については分かり兼ねるところで、お答えできないところであると思っております。

吉岡委員

確認ですが、中賃の審議状況で中賃の目安状況が遅くなるようであれば、この日程を変更することを前提に今から日程調整をしていくということによろしいでしょう。

賃金室長

おっしゃるとおりではありますが、現状は地域の方もスタートしたばかりのところですので、一応予定としては説明があったように7月28日もしくは流れ込んでも31日というところとなっております。

では、この日程で間違えなく出るのかというところまで、お尋ねになられるとそこまで現状では、分かり兼ねるといってお答えしかできないということになります。昨年の中賃のこともありますので難しいということになります。

一応、日程につきましては7月28日に出る前提で専門部会については組ませていただいております、考えさせていただきます。

吉岡委員

賃金室長の方から7月28日という数字がでました。それを前提にお話をさせていただきます。

中賃が最終的に28日で決着したというところで、今組んでいる7月28日の福岡の本審が15時から開催できるのでしょうか。

中賃が仮に28日に決着して、その当日で従来の例からいきますと28日に労使双方から基本的な主張なりがあると思うのですが、そこは微妙なところですね。

遅れますと、その後の専門部会の審議に影響をします。使用者側の意見として言わせていただきますと8月1日から3日まで3日続けての専門部会というのは、私どもとして最終的な方向性を協議するにあたり、少し厳しい状況になります。その辺りも勘案していただきたいと思っております。スタートがいつになるのかを見ながら考えていかないといけないと思っております、あえて発言させていただきました。

会長

事務局から何かございますか。

はい、中村委員。

中村委員

使用者側委員の中村です。

少し補足をしますと、今お示ししていただいているスケジュールのことで、やはり先ほど吉岡委員からも出ましたけれど、例えば専門部会のスケジュールをとっても続けて開催されるということになってはいますが、やはりしっかりと議論を重ねて尽くすということが大事だと思いますので、ぜひスケジュールについては勘案をしていただいて、きちんと議論ができるというようなスケジュールにしていただきたいと思っています。

会 長 先ほど、事務局から中賃の目安が7月28日ではないかという話が少し出されたのですが、7月28日ではまともでない可能性も多い場合もありまして、その際には7月31日ではないかという見方が少し出ております。

7月31日に出るとするならば、昨年を目安が8月2日の火曜日に出ておりますので、昨年のスケジュールとそこまで大差はないという状況になっています。

そうすると、目安が審議に与える影響というのは、かなり大きいものがありますので、専門部会においても十分その点を考慮しながら検討するということになっていきます。そうすると昨年が8月2日に目安が出て、そして8月12日の第4回本審で結審して効力発生が10月8日というスケジュールでございました。

従来から発効日を10月1日ということで、こだわるというスケジュールでいくなれば、やはり8月1日、2日、3日の連続で行って、8月7日に専門部会を開き、そして本審を開くというスケジュール感でないと10月1日というのは難しいというのがこのスケジュールでご理解はいただけたと思います。

そうすると、議論の中心となるのは10月1日にこだわらなければならないのかということと、それから吉岡委員、中村委員がおっしゃるように議論を尽くすという観点においては、連続して日程を開くということは果たして実のある議論ができるかどうかというところが、かなり中心的な問題になってくるかと思えます。その点、どちらを取るかということにもなってくるかと思えます。

この問題についてはかなり重要なところで、内容が決まるということにもなりますので、それぞれの意見を伺いたいと思っております。

労働者側は何かございますか。

小 陳 委 員 労働者側委員として、考え方を申し上げます。

私どもとして10月1日発効にこだわるというスタンスは現時点で変わっておりません。やはり組織された労働者が春闘で賃上げしてきたものを全体の労働者に波及させていく最近の水準に、できるだけ速やかに10月1日の発効を願うということになります。

この考え方自体を変えとなると、私どもとしては少し全国的な議論を含めてやらなければなりませんので、そういう意味でこだわりを持っているということをおし上げておきたいと思っています。

ただその上で、一番大事なのは三者で十分な議論をするという認識は持って

おります。昨年も目安が延びました。

その件を踏まえても、やはり3者での議論の場はしっかりと確保していくということが最重要であろうと考えております。

今年、目安が延びた場合の状況を受けて日程を考えざるを得ないと思いますが、今のところは事務局としては7月28日というところですね。

十分な議論を尽くすという時に3日連続は如何なものなのかと思います。

日程的に官報に掲載するスケジュールで細かく正確にどれくらいかかるのかを私どもは把握していないのですが、3日連続ではなく1日空けるとかで10月1日発効が可能なのかをお尋ねしたいとも思います。

その上で今年の暦からいって無理であり、中賃が仮に7月28日に目安が出たとしても無理であるならば、10月1日にこだわるという私どものスタンスは変えないまでも、今年の事情としてスケジュールはどうあるべきかと思います。

最低限十分な議論を行うためにどうあるべきかであり、その結果10月1日に間に合わないということであれば、十分な審議を重視するという点はやむを得ないと思っております。

もう1つ申し上げますと、日程調整の件で私もはっきり覚えておりませんが昨年度専門部会の間を空けるべきという議論が事務局の説明としてありました。

今年のスケジュールは3日連続でしか設定できないという判断になった際に、その段階で丁寧に各それぞれに日程の説明を行い、もう少し調整の余地はないのか、また調整があれば早めにして欲しいと思います。

今日の段階でスケジュールの組み直しは難しいのですが、組み方としては来年度以降の要望でもあり、配慮していただきたいということと併せて申し上げさせていただきます。以上です。

賃金指導官

事務局の方から小陳委員の説明を受けて若干説明をいたします。

まず小陳委員が言われました件で、当方としましても1次案としてご提案させていただいた中に予備日というものを、前もって委員の皆様にも提示させていただいています。仮に8月1日、2日、3日を連続させずに間を置いて専門部会を開催するというのであれば、この案では8月7日が第4回専門部会・本審となっておりますが、仮に8月7日は第3回専門部会、そして8月10日が第4回専門部会と本審ということになり、そこで答申の場合は異議審につきましては8月23日でございますが、それに構わず法定の日数を付与しますと8月28日の月曜日が予備日として設けております異議審の日になります。

この日程を持って行いますと、効力発生日は10月6日金曜日となってしまいます。この前提ではありますが、一応予備日は設けておりますということで皆様にお知らせをさせていただいております。

そもそも中賃の目安答申と審議会との関係でございますが、昨年度について事情はございましたけれど、中賃の目安答申の次の日に専門部会という形でござい

まして、少なくとも専門部会につきましては答申後に第1回目を開催という形でございます。先ほど賃金室長から申しましたように中賃の答申につきまして、まだいつ出るか未確定の要素がありますけれども、少なくとも今年度につきましても、目安答申が出た後に第1回専門部会が開催できるような形で、かつ委員の皆様のご予定の声を聞かせていただきまして、この1次案を組ませていただいたという形になっております。以上です。

会 長

いかがでしょうか。

本来であれば、この話は運営小委員会でしなければならないことですが、やり方を変更すると言ったので仕方のないことです。

会長権限として、少しご提案させていただきたいのが日程調整をしていただいたのが結構前でしたので、今回このような状況であるということに関係団体とご協議の上、そして実効性のある審議をするには、やはり日程を空けた上で出身母体に帰られた上でお話をするというのも当然必要であると思います。

再度この関係委員の皆様におかれましては、日程調整を再度していただいて、もし可能であればできるかぎり10月1日発効に向けての時間が設定できればと思います。

その際にあまり長い時間を取らなくてもできるようなことであれば、一定程度合うような日程があれば、そちらでしていただければと思います。

いかがでしょうか。

そういった形で日程調整をしていただいた上で、やはりどうしても動かせないということも結果としてあり得るかもしれませんが、それはやむを得ないということでご了承いただきたいと思います。

それに加えて、専門部会での規定では通常夕方以降への会議はしてはならないということだと思います。

もし規定上可能で、ずらしてもいいのであれば夕方開催も考えられなくもないので、今年に関しては日程がタイトとなり得るだろうと思いますので、少し柔軟に考えていただけたらと思います。

その辺、私と事務局の方で少し調整をするということで決めさせていただいてもよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは日程についてはそのような形で進めさせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございます。

会 長

では、最後の議事(8)の「その他」ですが、事務局から説明があればお願いします。

